

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和元年7月 25 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの**

**1件**

**國民年金關係**

**1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900011 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1900004 号

## 第1 結論

平成 6 年 \* 月から平成 9 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 49 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 6 年 \* 月から平成 9 年 5 月まで

私が 20 歳になった平成 6 年 \* 月頃、A 市役所から案内が届いたので、母が私の国民年金の加入手続を行い、その後送られてきた納付書により、母が A 市役所の窓口で請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者が 20 歳になった平成 6 年 \* 月頃に、母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与していない上、これらを行ってくれたとする母親は、請求者の年金手帳を受け取った記憶がなく、保険料の納付時期、納付金額等についても記憶していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（写）及びオンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は平成 30 年 12 月 3 日に払い出され、同日に請求者の 20 歳到達日である平成 6 年 \* 月 \* 日に遡って第 1 号被保険者資格取得の入力処理（付番）が行われていることが確認できることから、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張どおりに平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度開始前に国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対し払い出された国民年金手帳記号番号を基に平成 9 年 1 月に基礎年金番号が付番されることになるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に国民年金手帳記号番号

が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。